

維持管理及び保守点検の要求水準

1 業務の項目

保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、関係法令及びメーカー基準等を参考に点検計画を作成のうえ、以下の点検等を行うこと。なお、点検計画の作成にあたっては、必要に応じて札幌市と協議すること。

(1) 日常点検

- ア 外観等の目視点検
- イ 作動状況の点検
- ウ 安全性の確認ほか

(2) 定期点検

- ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備
- イ メーカー基準等を参考とした点検、検査、調整及び分解整備

(3) 小規模な修理

- ア 消耗品及び消耗部品の交換
- イ 軽微な機器の調整
- ウ 補修ほか